



# 10月1日から

## 国民健康保険の保険証が変わります

新しい保険証は [うぐいす色]、9月下旬に郵便でお届けいたします。保険証が届きましたら、次のことを確認してください。

### 確認事項

1. 他の健康保険証と重複している人はいませんか。
  2. 国民健康保険の加入者にはありませんか。
  3. 氏名や生年月日に誤りはありませんか。
  4. 転居・転出など住所を異動した人はいませんか。
  5. 学生用の保険証が交付されている世帯の方、現在お持ちの保険証(学)の有効期限は切れていませんか。
- 前記いずれかに該当する場合には手続きが必要です。健康増進課窓口(3番)で手続きしてください。
- 10月1日をもって、新しい保険証が届かない場合は市役所健康増進課までお問い合わせください。
- 国民健康保険税が未納になっている世帯の方は、新しい保険証を税務課の窓口で更新していただく場合があります。また「藤色」の保険証は10月1日から使用できなくなります。各自ハサミで切るなど処分してください。
- 問合せ先 健康増進課 国保年金係  
☎ 3922

10月1日収集時から

# 新指定ごみ袋による 家庭ごみ収集が いよいよ完全実施です



10月1日から、一般家庭ごみは新指定ごみ袋(青色)で集積所に出してください。

●ご注意  
10月1日以降は、完全実施となり、新指定ごみ袋(青色)以外で出されたものは収集せずに注意書きを貼ってそのまま置いていきます。ただし、9月30日までは、従来の指定ごみ袋(半透明)が使用できます。これは、市民の皆さんへの周知期間と従来の袋の消費期間です。皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ先 環境対策課  
☎ 2213

### 毎月第1土曜日は

## 「下田をきれいにする日」

下田市では「下田市美しいまちづくり」を推進する条例のなかで、毎月第1土曜日を「下田をきれいにする日」と定め、市内クリーンアップ作戦を実施しています。今年で4年目となるこの活動、皆さんの参加をお待ちしています。

### 市内クリーンアップ作戦「ミスマッチョ」

毎月第1土曜日「下田をきれいにする日」の午前9時から10時までの間、清掃活動を実施します。

1. 身近な場所での清掃活動  
クリーンアップ作戦の活動時間に合わせ、皆さんの身近な場所で、清掃活動を行ってもらうための呼びかけをしています。
2. 指定場所清掃活動  
指定する場所に集まってい

ただき、皆さんで指定場所周辺の清掃活動を行います。(当日自由参加)ごみ袋、収集車輻は主催者側で用意します。清掃しやすい服装でお越しください。

### 指定場所清掃活動 上半期の活動報告

4月7日(土)  
約50名の皆さんにご参加いただき、まどが浜海遊公園から武力浜周辺にかけての清掃活動を行いました。船着場付近に捨てられていた粗大ゴミ等も回収しました。



道の駅周辺での清掃活動の様子

6月2日(土)  
約70名の皆さんにご参加いただき、アジサイ祭り開催中の下田公園および循環道路沿いの清掃活動を行いました。  
5・8月はお休み、7月は雨のため中止でした。

### 指定場所清掃活動 今後の予定

活動日	収集範囲	集合場所
10月6日(土)	白浜海岸周辺	原田区駐車場
11月3日(土)	伊豆急蓮台寺駅~立野公園周辺	稲生沢中学校
12月1日(土)	爪木崎海岸周辺	爪木崎海岸駐車場
2月2日(土)	外浦海岸周辺	外浦海岸付近
3月1日(土)	柿崎・弁天島周辺	弁天公園駐車場

### ● 清掃活動予定表 ●

各月とも午前9時から午前10時までの清掃活動です。お問い合わせ先 企画財政課 ☎ 2212

● 集合場所にてゴミ袋の配付や収集場所等作業の説明をさせていただきます。

● 各収集範囲は、概ね1時間であることが出来る範囲において、各自作業してください。

● 小雨でも実施しますが、はっきりしない天気の際は、当日市役所までお問い合わせください。

### 児童扶養手当、ご存知ですか？

- ① 母が離婚した後父と生計を同じくしていない児童
  - ② 父が死亡した児童
  - ③ 父が重度の障害の状態にある児童
  - ④ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ⑤ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 等の条件に当てはまる児童を監護している母、または養育者が児童扶養手当を受けられます。
- ただし、対象児童や母、養育者が公的年金や労働基準法等に基づく遺族補償を受けられることができる場合や母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の状態にあるときも含む)している場合等は対象となりません。
- 「支給要件に当てはまりそうだけど・・・」と思われる方は、一度、ご相談にいらしてください。
- 問合せ先 福祉事務所社会福祉係  
☎ 2216

### ご利用ください 消費生活相談窓口

市では、訪問販売や通信販売、電話勧誘での契約トラブル、またクーリング・オフについてのアドバイスなどを行う消費生活相談窓口を開設しています。相談は無料で、個人情報厳守されます。

被害にあったあとの相談はもとより、被害にあわなかっためにも、事前の情報確認として、気軽に立ち寄り、ご利用ください。

消費生活相談開催日時  
毎月3のつく日  
(3日・13日・23日)  
当日が土日・祝日の場合はその日後において、最も近い休日でない日  
午前10時~午後3時  
9月の相談日は、13日(木)、25日(火)です。

場所 市役所会議室 相談例

身に覚えのない代金を請求するハガキが届いた。  
訪問販売業者が来て、無理やり契約をさせられてしまった、解約したい。  
契約を解除する権利、クーリング・オフについて知りたい。



相談員の渡辺さん(河内)

### ワンポイント

架空請求(身に覚えのない請求)がきてしまったら  
● 支払わずに無視する  
● 決して相手に連絡しない  
● 個人情報教えない  
● 手口も巧妙化しています。不安を感じたら、消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ先 産業振興課産業振興係  
☎ 3914